**緊急時対策基準（個人データ事故発生時）**

１　対象とする事案

　　個人情報取扱事業者が取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして、次の(1)から(4)に掲げる事態を知ったとき。

(1)　要配慮個人情報が含まれる場合（又はそのおそれ）

(2)　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある場合（又はそのおそれ）

(3)　不正の目的をもって行われたおそれがある場合（又はそのおそれ）

(4)　 個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合（又はそのおそれ）

２　事故発生時の対応手順

　上記のような事態（事故）が発生した場合は、以下のような観点を踏まえ必要な措置を講じる。

⑴　事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

⑵　事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

⑶　影響範囲の特定

上記(2)で把握した事実関係による影響範囲の特定のために必要な措置を講ずる。

⑷　再発防止策の検討及び実施

上記（2）の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。

⑸　個人情報保護委員会への報告及び本人への通知

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン３－５－３（個人情報保護委員会への報告）、３－５－４（本人への通知）を参照のこと。なお、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表することが望ましい。

３　関係機関への報告

　⑴　個人情報保護委員会

報告用リンク　：https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/

　 報告用ＦＡＸ　：０３－３５０７－４５６０

　　 問合せ用ＴＥＬ：０３－６４５７－９６８５

⑵　●●　　　　　　　　ＴＥＬ：

　　※具体的な連絡先まで記載しておくことが重要です。

４　報告体制

代表者・役員会

（必要に応じて）

責任者

※

個人情報管理部の担当者

（社内の統括部署）

　　　部長（所属長）

　課長（上長）

従業者

　※　課長又は部長が不在であっても、責任者への報告が遅れることがないよう、報告体制を整備する。

５　報告体制及び報告先の見直し

　　報告体制及び報告先は、必要に応じ見直しを行うこととする。

※　社内の組織体制に変更が合った場合等に、報告体制等も見直す。

※　個人情報保護委員会ＨＰ「漏えい等の対応（個人情報）」において、報告先や対応の詳細等が掲載されている。